

平成 30 年 1 月 16 日

第 1 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成30年第1回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年1月16日(火)午後1時00分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員(8名)

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	宮崎 博美
委 員	3番	梅木 美代
	4番	佐藤 仲子
	5番	穴井 千年
	6番	佐藤 博義

4. 欠席委員

	2番	石松 雄平
	7番	安武 聖

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 許可不要転用届について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 弘雄
事務局職員	磯崎 良一

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成30年第1回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は6名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 宮崎委員、7番 安武委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の磯崎さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 つづいて、日程第2 報告第1号「許可不要転用届について」を、事務局より報告をお願いします。

事務局長 この件につきましては報告という事でございますので審議の案件ではございませんが議案集をお開きください。これは再三報告ということで毎月のように上がってます携帯電話の鉄塔の設置関係でございます。報告第1号農地転用許可不用届。下記農地を転用したのでお届けします。平成29年12月4日小国町農業委員会会長松岡克明様と言う事でKDDIから出ております。AUのことです。転用をする農地というのは以下のとおりでございまして、案件としてはめくっていただいて裏面にもあります。表が黒淵、裏面が上田ということでございまして、詳しくは別紙資料を開けていただくと位置図、航空写真、特に3ページを見ていただくと空からの画像がありますが、中央に阿弥陀杉がありまして場所としては阿弥陀杉の向かいの山のところが鉄塔の場所です。それからもう一つの場所は上田になります。ここについては11ページの地図でわかると思いますが南平の町道沿

いの広域農道と合流する手前になります。AU は特にドコモと違い少し電波の状況が小国町の中では弱い部分がございます。今盛んに中継局を設置しているという流れございまして、これからもこういう届出が上がるという事を聞いています。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ないようですので、報告第 1 号を終わります。

議 長 次に、日程第 3 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案第 1 号 農地法 3 条の規定による許可申請について。農地法 3 条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める。平成 30 年 1 月 16 日提出。小国町農業委員会会長 松岡克明でございます。土地の所在については、大字上田、字菰田になります。1 筆、田でございまして面積が 1,543 m²で権利の種類別は農地法 3 条による有償移転でございます。譲渡人、譲受人、以下のとおり。譲渡人は町外の方になっております。双方の話し合いにより町内の方に譲渡するということでございます。詳しくは別紙資料 17 ページをお開きください。開けていただいて、18、19 ページですが 3 条による有償移転後の作物は水稻を予定しておりまして、農業歴は 50 年、そして 19 ページ下ですが距離は 300m で歩いて 3 分という場所です。20 ページに家族構成が載っています。21、22 ページは農地購入後の地域との関係、役割分担が書いてあります。土地の情報としましては 24 ページに抵当権の設定がありますが、330 円ということで所有権移転には影響を及ぼす金額ではございませんが、行政書士のほうでこの土地の抵当権抹消の手続きを準備中という書類がついています。それから具体的な現場の場所ですけども 27 ページをお開きください。これがゼンリンの地図になりますけども申請地というこ

とでまるく囲んで斜線がついておりますが、ちょうど丸い斜線がついている下手に山のマークの等高線が入っていますが、上田の建設会社のブルーベリーの栽培地になっております。めくっていただいて 29 ページ、これは現場の写真でございますけども写真 3 枚ありますが上から 2 枚目のところに今回の案件の土地が正面に写っていますが左上にハウスが見えていると思えますがここがさっき言った建設会社のブルーベリーが栽培されている位置関係になります。それから 30 ページが現地確認をしたときの現地確認書の写しでございます。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局からの説明に関連して、上田地区担当の私から報告をいたします。

現地はですね、葎園〇〇建設社の河川の反対側で言われたように譲受人がラズベリーを作っています。これまで地元の借りた方が作っておりましたが、基盤整備をしてあるとはいえ、排水が悪いとかいろんな関係で作り手がいないということで探していたところですがちょうど隣接する譲受人が引き受けるということで、排水なんかも自分たちで機械も持っていますので一番いい方が引き受けてくれたと思っておるところです。現地はそういったところで問題なく使用していただくと思っておりますので皆様方のご審議をよろしく願います。

議 長 　　それではこれより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 　　ここは、童子院に行く道のところでしょう。これは排水が悪いなら〇〇建設社が買うのが一番いいと思います。農地は活用していただかんといかんからですね。

1 番 　　基盤整備してあっていい田ですから、こういうところは耕作放棄地にするわけにはいかんからですね。いいと思います。

議 長 　　他にありませんか。
（ありませんの声あり）

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第 4 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 別冊になります。議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。平成 30 年 1 月 16 日提出、小国町農業委員会会長 松岡克明でございます。土地は大字宮原字仁瀬になります。1 筆で面積が 2,165 ㎡でございます。これは新規の利用権設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者、以下のとおりでございます。目的は水稻で、期間は 5 年で物納による賃貸借で 80kg であります。別紙の 31 ページをお開きください。借手の情報ですが、下の方に農業経営状況というところに書いてありますとおり主にアスパラ、水稻、もみすりという農業経営で、男 3、女 1 でございます。代表となる方は男 35 歳、従事日数 300 日でございます。認定農業者に該当する方でございます。以上で終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

議 長 何かありませんか。それでは採決いたします。議案第 2 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 は原案のとおり決定

しました。

(7番委員入室)

議 長 続いて、議案第2号番号2「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案書最後のページになります。議案第2号「農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の承認について」(所有権移転)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により下記農地の農地利用集積計画の承認について。平成30年1月16日提出、小国町農業委員会会長 松岡克明でございます。この件は貸借りではございませんで、所有権移転になります。土地の所在は大字下城字田ノ尻、登記簿、現況は畑で14,936㎡です。所有権を移転する者は公社になります。所有権の移転を受ける者は以下のとおりでございます。売買にかかる価格はここにかいてあるとおりでございます。移転の時期は平成30年1月15日、口座振り込みによるということで、期限は今年の8月9日までに入金するという流れになっております。これにつきましては、記憶にあると思いますけども先に別に土地の持ち主の方がいらっしゃってですね、その方がこの農業委員会の同じ手続きを行っておりまして、公社に一旦所有権移転の手続きを行っております。公社への登記が終わりまして改めて今度は買い手の方が農業委員会の手続きを経まして買い手の方に所有権移転をするということになっております。最初の案件としては去年の10月に農業委員会にかけております。詳しくは別紙の33ページですね。購入する方の情報が書いてあります。農業形態の状況になりますが、主な農業形態としては、酪農、水稻、従事日数は300日専業という形になっております。世帯員は男3人、女2人です。以上で説明を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(ありませんの声あり)

議 長 それでは採決いたします。議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号2は原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第1回総会を閉会致します。

平成30年第1回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

7 番